

国際会計基準審議会 (IASB) 会議概要 (2015年9月)

IASBでは2015年9月度（9月21日～24日）、次のトピックが議論されている。

プロジェクト／今回の議論の概要	今回の会議での討議・決定事項
① 保険契約 IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日の相違から生じる論点、及び有配当契約に係る論点等に関して議論が行われた。	詳細はI（38頁）参照
② 開示に関する取組み 2014年12月に公表された公開草案「開示に関する取組み（IAS第7号の修正案）」及び開示原則に関する議論が行われた。	詳細はII（41頁）参照
③ 顧客との契約から生じる収益 収益認識に関する移行リソース・グループの議論から生じた、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の経過措置に関する適用上の質問について議論された。これは、FASBが2015年8月の会議で修正が暫定決定された以下の論点に関するものである。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 完了した契約の明確化及び会計処理 ➤ 修正遡及方式を適用している企業に対し、完了していない契約についても修正遡及方式を認めるか否か 	左記の論点について、FASBと同様の経過措置の修正はしないことが決定された。また、当該修正を提案しないとしたスタッフの分析が、左記の論点に関する教育と実務への情報提供に役立つ可能性があると考えられた。
④ リサーチ・プログラム このセッションは、リサーチ・プログラムに関して、2015年6月のIASBの会議以後の全般的なアップデートを提供する目的で実施された。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 決定事項なし ➤ 基本財務諸表に関する一部のプロジェクトについて準備に着手しているが、プロジェクトの計画を提示するまでに、数か月かかることが予想されるとの説明がなされた。2015年末に向けて、リサーチ・プログラムに関するアップデートが提供される予定である。
⑤ 概念フレームワーク 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」及び「概念フレームワークへの参照の更新」の双方についてコメント期間を延長するか否かについて議論された。	公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」及び「概念フレームワークへの参照の更新」の双方についてコメント期間（当初のコメント期限：2015年10月26日）を30日間延長し、2015年11月25日とすることが決定された。

<p>⑥ 資本の特徴を有する金融商品</p> <p>➤ IAS第32号「金融商品：表示」の現行の定義及び他の関連する規定についての分析について議論がなされた。その分析において、過去の会議で特定された、以下の論点が提示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の利用者が財政状態や財務業績に関する計算書の情報を用いて何らかの評価を行う際に、IAS第32号の規定が、その評価に必要な関連性のある特徴をどの程度まで捕捉しているのか。 IAS第32号の現行の定義及び他の関連する規定に、例外や不整合及び空白があるかどうか。 <p>➤ IAS第32号の現行の定義及び他の関連する規定の改善について考えられるアプローチについて議論が行われた。</p>	<p>➤ 決定事項なし</p> <p>➤ 今後の会議で議論が継続される予定である。</p>
<p>⑦ 割引率</p> <p>現在価値測定－割引率のプロジェクトに関するスタッフの発見事項について検討が行われた。</p>	<p>決定事項なし</p>
<p>⑧ 企業結合</p> <p>FASBとの合同セッションにおいて、事業の定義並びにのれん及び減損に関する初期の段階における議論が行われた。</p>	<p>詳細はⅢ（42頁）参照</p>

IASB会議概要に関して、暫定合意が行われたトピックを中心に、「背景」、「今回の議論のテーマ」、「主な暫定決定事項」、「今後の予定」に分けて記載する。

IASB会議概要では、それぞれのトピックにおいて、どのような問題意識をもとに議論がスタートし、議論が進んでいるかについて、その概要を記載することを目的とする。高品質な会計基準開発のため、IASBにおいて議論は限りなく行われており、議論の本質を見失わないため、上記のような構成としている。

このIASB会議概要は、このような趣旨で記載しているため、今回のIASB会議のより詳細な内容については、IASBが公表した「IASB Updates¹」及び企業会計基準委員会スタッフによる「IASB Update」の和訳²をご参照いただきたい。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

I 保険契約

背景

現行のIFRS第4号「保険契約」は、過渡的な基準であり、既存の会計方針を容認しているため、保険契約に関する多様な会計処理が存在している。そのため、世界的に認められた包括的な保険契約に関する会計基準の作成が急務と認識されており、2010年に公開草案が公表され、2013年には再公開草案という形で限定的に意見を求める草案が公表されている。再公開草案に関して、2013年末までコメント期限が設けられ、IASBでは2014年から再審議を開始している。

再公開草案では、保険負債を、①将来キャッシュ・フローの期待値（割引後）、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン（CSM）の合計額で測定する（ビルディング・ブロック・アプローチ）。受け取った保険料は、将来の保険金支払に対応した部分（①）、

将来の不確実性を想定した部分（②）、保険会社の収益を想定した部分（③）に分解して、会計処理を考えるアプローチである。そして、契約開始時に見積もった基礎率は毎期見直し、見直しに伴い発生した差額はその発生要因に応じて、純損益又はその他の包括利益（OCI）に認識するか、CSMで調整することを提案している。

また、このような保険料を構成要素に分解して検討する煩雑な手続を軽減するため、短期間の保険契約等に関しては、「保険料配分アプローチ」と呼ばれる簡便的な会計処理を行うことが認められている。

今回の議論のテーマ

今回は、IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日の相違から生じる論点、及び有配当契約に係る論点等に関して議論が行われた。

主な暫定決定事項

IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日の相違から生じる論点

IFRS第9号「金融商品」と新保険基準の発効日の相違により生じる可能性のある会計上の影響に関して、現行のIFRS第4号を修正し、上書きアプローチと延期アプローチの2つの組合せによって対処するという暫定決定を行った。

上書きアプローチ (Overlay approach)

上書きアプローチでは、IFRS第9号への移行時に適格な金融資産について、IFRS第9号に従って純損益を通じて公正価値で新たに測定することによる影響を純損益から除外するために、①その金融資産の公正価値と、②IFRS第9号に移行する直前にIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従って算定した償却原価又は取得原価の帳簿価額との差額をOCIの期首残高の修正として認識することになる。上書きアプローチについては、2015年7月のIASB会議で暫定決定がなされていた。今回の会議では、上書きアプローチの詳細について、以下の暫定決定が行われた。

- 以下の要件の両方を満たす金融資産に関して、上書きアプローチを適用することを認める。
 - ◇ IFRS第4号「保険契約」の適用範囲に含まれる契約に関するものとして企業が指定している金融資産である。
 - ◇ IFRS第9号に従うと純損益を通じた公正価値測定 (FVPL) で処理する金融資産に分類され、IAS第39号に従うと、全体がFVPLで処理する金融資産に分類されるものではない金融資産である。
- 上記のほか、経過措置、表示、開示及び適格資産の要件を満たすか否かの判断が変更された場合の規定についての詳細な暫定決定が行われた。そのうち、経過措置については、主として、以下の事項が暫定決定された。
 - ◇ 企業が、IFRS第9号を最初に適用する場合にのみ上書きアプローチを適用することを認める。
 - ◇ 新保険基準を適用する場合には、上書きアプローチの適用を中止する（それ以前に中止することも可）。

- ◇ 上書きアプローチの適用を中止する場合には、OCIに累積した過去の期間の上書き修正の残高を利益剰余金に振り替える。

延期アプローチ (Deferral approach)

延期アプローチ (IFRS第9号の適用を延期すること) の適用対象について検討した上で、その詳細について暫定決定が行われた。

- IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行する企業について、保険活動が企業にとって「大半を占める主要な活動」である場合、IFRS第9号の発効日 (2018年1月1日以後開始する事業年度) の延期を認める。また、この場合、企業が保有するすべての金融商品に適用される。
 - 保険活動が企業にとって「大半を占める主要な活動」かどうかの判断は、延期しなければIFRS第9号の適用開始が要求されるであろう日における、企業の負債総額に対する、IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行う。
 - 保険活動が企業にとって「大半を占める主要な活動」であることの判断について、定量的な数値基準は設けないが、結論の根拠に例示を含める。
 - 上記のほか、経過措置、表示、開示及び「大半を占める主要な活動」の判断に変更が生じる可能性がある場合の規定などが暫定決定された。そのうち、経過措置については、主として、以下の事項が暫定決定された。
 - ◇ 新保険基準を適用開始する事業年度の期首から、延期アプローチの適用を中止する (新保険基準適用前のどの事業年度の期首においても、延期アプローチの適用を中止することができる。)

IFRS第4号の修正の発効日

- IFRS第4号を修正するための公開草案において、以下のことを提案することが暫定決定された。
 - ◇ 修正案の発効日は、2018年1月1日以後開始する事業年度とする。
 - ◇ 企業がIFRS第9号を早期適用する場合には、修正案の早期適用を認める。
 - ◇ 延期アプローチの失効日は2021年1月1日以後開始する事業年度よりも遅くならないものとし、それ以降は、上書きアプローチを適用することが

可能である旨を明記する。

有配当契約に係る論点

保険契約に係る論点に関して、以下の暫定決定を行った。

- すべての保険契約について、企業は、市場変数の変動から生じているキャッシュ・フローの金額の見積りの変更を、割引率の変更と整合的に包括利益計算書の同じ場所に表示する。
- 市場変数の変動から生じた保険契約の変動を、純損益とOCIの間で分解する目的は、原価測定基礎を用いて純損益に保険投資費用を表示することである旨を、基準上、明示する。
- 原価測定基礎を用いた保険投資費用の算定（実効利回りアプローチ（Effective yield approach））についての詳細な仕組みは規定しない（ただし、保険契約期間にわたり、保険投資費用が規則的に配分すべきであることを示すガイダンス及び例示を提供する。）。
- 保険契約と、企業が保有している関連資産又は負債との間に経済的ミスマッチが存在しない契約については、市場変数の変動を純損益とOCIとの間で分解することの目的を修正する。修正後の目的は、保険投資費用と、原価測定基礎を用いて測定される保有資産又は負債との間の純損益における会計上のミスマッチを除去するように保険投資費用を表示することである（このアプローチは、当期簿価利回りアプローチ（Current period book yield approach）と呼称される。）。このアプローチでは、市場変数の変動から生じる契約の変動と保険投資費用との差額がOCIに認識される。
- また、実効利回りアプローチと当期簿価利回りアプローチとの間での変更が行われた場合の対応及び開示規定の詳細について暫定合意がなされた。

【会計方針の選択】

- 無配当契約についての過去の暫定決定を有配当契約にも拡大して適用することが暫定決定された。したがって、すべての保険契約について、以下の規定が適用されることとなる。
 - ◇ 企業は会計方針として、以下のいずれかを選択することができる。
 - i. 市場変数の変動を純損益とOCIとの間で分解

する。

- ii. 現在測定基礎を用いて純損益に保険投資費用を表示する。

- ◇ 類似の契約のグループに、上記で選択した会計方針を適用する。
- ◇ 上記で選択した会計方針を変更する場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項を適用する。

【経過措置】

- 企業が市場変数の変動を純損益とOCIに分解する会計方針を選択した場合は、保険投資費用を原価ベースで過去に遡って決定することが、実務上、不可能である場合が考えられる。したがって、このような場合の簡便的なアプローチの詳細について暫定決定されている。

【直接連動の有配当契約に関して、リスク軽減を行った場合の会計上の影響】

- 企業が変動手数料アプローチを使用している場合、保証から生じる金融市場リスクを、デリバティブを用いて軽減するケースにおいて、企業は保険契約に組み込まれた保証の価値の変動を純損益に認識することが認められる。
- 保証から生じる金融市場リスクを、デリバティブを用いて軽減するケースにおいて、企業は保険契約に組み込まれた保証の価値の変動を純損益に認識することを、以下の場合にのみ認める。
 - ◇ リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合的である。
 - ◇ 保証とデリバティブとの間に経済的な相殺が存在する。
 - ◇ 信用リスクが経済的な相殺に優越するものでない。
- 企業に、以下のことを要求する。
 - ◇ 企業が保証の価値の変動を純損益に認識することを開始する前に、企業のリスク管理目的、及び保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するためのデリバティブの使用についての戦略を文書化する。
 - ◇ 保証の価値の変動を純損益に認識することを、経済的な相殺が存在しなくなった日から将来に向かって中止する。

今後の予定

IFRS第4号を修正するために公表予定の公開草案のコメント期間について検討を行う。また、2016年に新基準を公表することを目的として、保険契約に関する残りの技術的な論点等に関して、継続して検討を行う。

II 開示に関する取組み

背景

現行のIFRSの表示及び開示要求に対して、様々な関係者から様々な見解が示されている。その1つとして、現行のIFRSは開示要求が多く、企業は財務諸表利用者にとって重要性の低い情報まで開示を行う。その結果として、財務諸表の有用性が低下しているという指摘がある。こうした意見を受けて、IASBでは開示に関する取組みとして、短期的に対応可能な項目及び中長期的に対応する項目を識別し、開示を改善するためのプロジェクトを進めている。

今回の議論のテーマ

開示に関する取組みは、上記のように複数のプロジェクトが同時に議論されているが、今回はその中でも、2014年12月に公表された公開草案「開示に関する取組み（IAS第7号の修正案）」（以下「IAS第7号の修正案」という。）及び開示原則に関する議論が行われた。IAS第7号の修正案では、開示に関する以下の2つの修正案が提案されている。

- ① 財務活動から生じる負債の調整表の追加
- ② 流動性に関するその他の開示（現金及び現金同等物残高を使用する意思決定に影響を与える制約に関する開示の追加）

今回は、上記の2つの論点について議論がなされたが、このうち②については、意思決定はなされなかった。

また、ニュージーランド会計基準審議会（NZASB）から、基準における開示規定の草案作成に関する新しいアプローチ案についての説明がなされ、議論が行われた。

主な暫定決定事項

IAS第7号の修正－財務活動から生じる負債の調整表の開示要求

- 以下を条件として、財務活動から生じる負債の調整表の開示を追加することが暫定決定された。
 - ✧ 開示要求の目的を基準の中に含める。
 - ✧ 開示目的を満たすためにどのような情報が必要とされるのか（及びどの程度まで行うのか）を決定するための柔軟性を企業が有している旨を基準の中で明確にする。
 - ✧ 基準に追加の設例を設ける。
- また、IFRSタクソノミへの変更案について、次の暫定決定がなされた。
 - ✧ 調整表に関するIAS第7号の修正について、予想される一般的実務要素（IFRS適用企業により、一般的に実務で報告される要素）をIFRSタクソノミに含めることはしない。
 - ✧ 予想される一般的実務要素をIFRSタクソノミに含める可能性についてのリサーチとアウトリーチの実施を継続する。

開示規定の草案作成

NZASBのアプローチ案に基づき、開示規定の草案作成に対するアプローチの記載を「開示原則」のディスカッション・ペーパーに含めるという暫定決定がなされた。

今後の予定

- IAS第7号の修正については、2015年10月のIASB会議で引き続き議論が行われる予定である。
- また、開示規定の草案作成に対するアプローチの記載について、2015年10月のIASB会議でディスカッション・ペーパーのデュー・プロセスのステップをレビューし、書面投票に進むかどうかの検討がなされる予定である。

III 企業結合 (FASBと合同)

背景

事業の定義

2015年6月にIASBが公表したIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの報告及びフィードバック文書(以下「PIR報告書」という。)では、事業の定義が幅広いことや、取得した資産の組合せが事業ではないと評価される場合についてのガイダンスがほとんどないこと等から、市場関係者から事業と資産の区分が困難であるという指摘が寄せられたとの報告がなされている。これに対し、PIR報告書では、事業の定義及び関連する適用ガイダンスの明確化する可能性を模索するために、リサーチ・プロジェクトを実施する考えがあるとされていた。

また、FASBでは、事業の定義の適用を改善するためのプロジェクトが実施されており、間もなく公開草案が公表される見込みである。

今回の議論のテーマ

FASBとの合同セッションにおいて、事業の定義並びにのれん及び減損について議論が行われたが、のれん及び減損については意思決定はなされなかった。

事業の定義

FASBの暫定決定について議論された。FASBの暫定合意は、以下のとおりである。

- 取得した総資産の実質的にすべての公正価値が、単一の有形又は識別可能な無形資産(あるいは類似の有形又は識別可能な無形資産のグループ)に集中している場合には、取得した資産のセットは事業ではない。
- 事業の定義における「できる」及び「市場参加者」の概念を維持する。
- アウトプットの定義を、顧客に対する財又はサービスに焦点をあてるよう修正する。
- 何が事業であると考えられるのかを解釈するのに役立つ例示を開発する。



主な暫定決定事項

IFRS第3号「企業結合」を修正すべきかどうか及び修正の方法を検討し、進め方を決定できるようにするため、今後のIASB会議において、FASBがすでに合意した論点の分析を実施するという決定がなされた。

今後の予定

IASBとFASBで、今後、数か月間で互いの作業をモニターして進め方を決定する予定である。

(機関誌編集委員会編集員 島田諤子)

<注>

- 1 <http://www.ifrs.org/Updates/IASB-Updates/Pages/IASB-Updates.aspx>
- 2 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/update/2015.shtml
- 3 事業の定義を満たすには、少なくとも、インプットとプロセス(アウトプットを創出する能力を有するインプットに適用されるもの)の2つの要素が不可欠とされる。一方で、IFRS第3号B8項では、「市場参加者が事業を取得する能力を有しているか又は事業を自己のインプット及びプロセスと統合して引き続きアウトプットを産出することができる場合には、売手が当該事業を運営していたときに使用していたすべてのインプットとプロセスを含む必要はない」とされており、またIFRS第3号B11項において「資産及び活動の特定の組合せが事業に該当するかどうかは、その統合された組合せを市場参加者が事業として実行又は管理することができるかどうかに基づいて判断する」とされている。これらの規定を解釈するにあたり、どのような場合に、「市場参加者が事業として資産及び活動の組合せを実行又は管理することができる」のかが、実務上、判断が難しいとの指摘がなされており、PIR報告書でも論点の1つに挙げられていた。